

令和8年度女性の健康づくり推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度女性の健康づくり推進事業委託業務

2 委託業務の目的

女性特有の月経随伴症状や更年期症状では、パフォーマンスが日頃と比べ3～4割減少するという方が多く、有症状の方のうち、月経随伴症状は3割、更年期症状は5割が、通院などの行動を起こしていない。国の試算では、体調不良、離職等による経済損失は社会全体で約3.4兆円と推計されている（県では157億円と推計）。

本県では、生産年齢人口（15～64歳）の女性の有業率73.6%（全国7位）（県女性活躍推進計画）と高い状況にあるが、女性特有の健康課題に配慮した取組を実施している県内企業は少数（28%）である。

このため、女性の健康づくりについての理解の促進、有症状者を適切に医療につなぐ方策の検討により、女性特有の健康課題に対応する環境が整備され、生き生きと仕事や生活ができることを目指す。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

本業務の目的達成に向け、効果的な手法について提案し、県や関係者等と密に協議のうえ、実施すること。具体的な手法について、媒体、内容、回数等、具体的に提案し、他に効果的な手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。事業全体の作業とスケジュールを管理し、滞りなく事業を実施すること。また、専門的な内容については必要に応じて医師（県が指定する講師を含む）等から助言を受け、事業を実施すること。

なお、これらにかかる経費はすべて受託者において支払う。

(1) 女性の健康づくり普及啓発業務

ア SNS等を活用した広報

動画の企画立案、シナリオの作成、監督・演出、オリジナル映像の撮影、編集、音楽、音声効果、その他動画等の制作に関する一切の業務を行うこと。

テーマ	月経随伴症状、更年期症状の理解促進に関すること
メインターゲット	・一般県民（月経随伴症状や更年期症状を有すると想定される年代（概ね15歳から64歳）の女性） ・上記を雇用している企業
時期	発信は9月から10月の期間で実施し、重点的に発信する期間は10月として、効果的に発信できる媒体、期間及び時間等を含めて検討すること。
構成	内容については、以下の項目を想定する ・月経随伴症状、更年期症状について ・有症状の方への受診促進につながる内容 ・誰もが支え合える生活・職場環境づくりを心がける必要性 ・企業において、女性特有の健康課題と対処方法等の必要性の理解につながるよう、経営者をはじめとした企業の意識醸成を図ること

- ・上記のプロモーションに必要なコンテンツを制作すること。
また、成果品データ（CD 1 枚）を県に納品すること。
- ・高知家健康パスポート（以下、「アプリ」という。）を活用した周知（バナー掲載やお知らせ通知）も可とする。活用においては、アプリ仕様に基づき、バナー・ヘッダー画像の作成や通知内容を受託者が作成し、県と協議のうえ発信する。
なお、アプリの運用及び保守事業は、別途県が委託する事業者において行い、アプリ仕様の改修業務は、本事業に含まないものとする。

（参考）健康パスポートアプリについて

<https://www.health-pass.pref.kochi.lg.jp/>

イ 女性の健康づくり啓発に必要な資材の制作・送付

一般県民（月経随伴症状や更年期症状を有すると想定される年代（概ね 15 歳から 64 歳）の女性）向けに、月経随伴症状及び更年期症状についての理解を深め、メインターゲットの医療機関の受診促進や、事業者に対し女性特有の健康課題とその対処方法について職場において理解を促進し取組の機運醸成となるような資材とすること。

また、イラストや図、グラフ等を用いて視覚的に分かりやすい資材を作成すること。加えて高知県の施策等の情報も周知できるよう工夫すること。

なお、リーフレットは厚生労働省において示されている「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を参考に、セルフチェックができる要素を含むデザインを提案すること。

（参考）各マニュアル https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html

	リーフレット	ポスター
メインターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・一般県民（月経随伴症状や更年期症状を有すると想定される年代（概ね 15 歳から 64 歳）の女性） ・上記を雇用している企業 	
規格	A4 サイズ・両面フルカラー、三つ折り印刷 紙厚 90Kg（コート紙不可） デザインデータ制作	A3 サイズ・片面フルカラー コート紙 90Kg デザインデータ制作
印刷部数	70,000 部	2,000 部
納品場所	県が指定する場所（リーフレット 2,700 箇所程度、ポスター 2,000 箇所程度）に、各指定数量を発送すること。発送後、残数は県に納品すること。	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインデータ制作、印刷 ・鑑文作成、印刷 ・発送業務（仕分け作業を含む。2,700 箇所程度想定） 【発送規格例】 鑑文：A4/片面/スミ 1 色 封筒：長 3 *印刷/片面スミ 1 色 クラフト/85Kg	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインデータ制作、印刷 ・鑑文作成、印刷 ・発送業務（仕分け作業を含む。2,000 箇所程度想定） 【発送規格例】 鑑文：A4/片面/スミ 1 色 封筒：角 2 *印刷/片面スミ 1 色 クラフト/85Kg
納入期限	令和 8 年 6 月末	令和 8 年 6 月末

- ・送付に係る梱包、ラベル作成、鑑文印刷、送料等費用を全て含むこと。
- ・成果品として、印刷物 1 部、PDF データ、印刷用電子データ（CD 1 枚）、送付先一覧デ

一タを県に納品すること。

ウ ランディングページの制作

各啓発業務の実施目的や啓発資材や動画等を掲載したページを制作すること。
また、研修会の周知等の最新情報を掲載すること。

(2) 研修会開催及び動画作成

医療従事者向け及び企業や保険者向け研修会をそれぞれ開催すること。なお、各研修会開催における共通事項は、以下ウのとおりとする。

ア 医療従事者向け研修会の開催

(ア) 対象

産婦人科医、産業医、かかりつけ医、健診機関医師、薬局薬剤師等（250名程度）

(イ) 実施時期及び実施回数

実施時期は、8月土曜日または日曜日のうち、いずれかの曜日で実施し、開催時間は1時間半程度を想定し、対面形式で1回開催とする。

開催においては、受講しやすいよう開催場所や開催方法を工夫すること。

(ウ) 研修内容

「女性の健康づくり」に関する内容とし、県が指定する医師を講師とする。

イ 企業・保険者向け研修会の開催

(ア) 対象

企業の経営者、保険者及び自治体職員等

(イ) 実施時期及び実施回数

動画公開をもって開催とし、動画を作成のうえ、10月末までに本事業におけるランディングページを活用する等して公開すること。

また、動画の再生回数を県に報告すること。

(ウ) 動画の種類及び内容

- a 「女性の健康づくり」に関する内容の動画本編2種（1本につき10分程度）を作成すること。各動画は段階的な理解を促すため、2段階のステップからなる構成とし、以下の内容とする。なお、1本の動画につき単一のステップに絞り、内容の理解を深めやすく設計すること。

また、講師は県が指定する医師の他、各ステップに関連する公的な機関等から選出すること。

- ・step 1：取組の意義の理解を促進（離職防止等のメリットの提示）
- ・step 2：休暇制度等、取り組みやすい労働環境の整備を促進

- b 前述のstep 1及びstep 2を包括したダイジェスト版1種（5分程度）を作成すること。

		所要時間	メインターゲット	動画の活用例
a	step 1	約 10 分	経営者層等	メインターゲットの所属企業における研修等での教材として視聴
	step 2	約 10 分	企業の福利厚生担当者等	
b	ダイジェスト版	約 5 分	各種団体の総会や企業の研修等に参加する労働者等	各種団体の総会や企業の研修等での教材として視聴

ウ 医療従事者向け及び企業・保険者向け研修会における共通事項

(ア) 研修プログラムの作成

研修プログラムは本事業の目的を踏まえ、県と協議のうえ受託者が作成する。
また、講師への依頼や調整は受託者が行う。

(イ) 受講者募集及び受講者名簿の作成

受講者募集のため、県が提供するリストに研修案内をメール、FAX、郵送で送付する等し、広く受講勧奨を行う。また、申込の受付事務を行い研修開催前後には、受付名簿及び受講者名簿を作成する。

(ウ) 運営

研修実施に係る職員の配置等は、受託者において行う。

また、研修会場の確保、研修会当日の会場設営、受付及び資料の印刷及び配付等の運営全般は受託者が行う。

エ 研修受講者へのアンケートの作成及び集計

研修会の実施後は受講者へアンケートを実施することとし、アンケートの作成及び回答の集計は受託者が行うものとする。アンケートの作成にあたっては、下記の内容を含むものとし、県と協議のうえ決定すること。

また、アンケートを集計（分析を含む）し、県に報告すること。

- ・ 回答者の所属種別、職種
- ・ 当該研修会の評価

	医療従事者向け	企業・保険者向け
対象	産婦人科医、産業医、かかりつけ医、健診機関医師、薬局薬剤師等	企業の経営者、保険者及び自治体職員等
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の取組について ・ 月経随伴症状、更年期症状について ・ 適切な医療へのつなぎについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ step 1（本編） 取組の意義の理解を促進（離職防止等のメリットの提示） ・ step 2（本編） 休暇制度等、取り組みやすい労働環境の整備を促進 ・ ダイジェスト版 step 1 及び step 2 を包括した概要版
実施時期・時間及び実施回数・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月の土曜日または日曜日のうち、いずれかの曜日で実施し、開催時間は1時間半程度(13時～14時30分を想定)とする。 ・ 対面形式1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月末までに動画公開 ・ 3本作成（本編2本、ダイジェスト版1本） ・ 動画公開による実施
アンケート	アンケートの作成、配布、回収、集計 アンケートは研修会場で配布及び	アンケートの作成、掲載、回収、集計 動画を掲載するランディング

	回収する。	ページにアンケートフォームの URL を設置する等して、回答を促す機能を実装すること。
--	-------	---

(3) 各種調査の実施

ア 医療機関受診者に対するアンケート調査

産婦人科を標榜する県内の医療機関（約 30 か所）の受診者を対象としたアンケート（年 2 回実施）についてチラシやアンケートフォーム等を制作し、回答者に対し謝礼として電子メールによりデジタルギフトを送付する（当選通知を含む）。アンケートは電子及び紙媒体で対応できるようにすること。

なお、謝礼品の調達、抽選、謝礼品発送、当選者情報のデータ化は受託者が行う。

また、受託者は、アンケートを集計（分析を含む）し、県に報告する。

対象	月経随伴症状及び更年期症状により産婦人科を標榜する県内の医療機関を受診された方（概ね 15 歳から 64 歳の女性）
アンケート （紙媒体）規格	アンケート回答を促すような内容とすること。 （表：協力依頼文書、裏：アンケート） A4 サイズ・両面カラー 紙厚 90 k g（コート紙不可） デザインデータ制作
実施期間	1 回目：6 月から 7 月のうち、約 1 か月間 2 回目：11 月の約 1 か月間 ※受診のきっかけや労働環境等を把握
実施方法	謝礼品の調達、謝礼品の上限数を超過する場合は抽選により当選者を選定、謝礼品発送、当選者情報のデータ化 ・県が作成するアンケート項目をもとに、アンケートフォームを作成する。 ・産婦人科を標榜する県内の医療機関に上記期間の 1 週間前までに県が提供する協力医療機関名簿により、受託者がアンケートを送付する（送付に係る梱包、ラベル作成、鑑文作成・印刷、送料等費用を全て含むこと）。 ・当選者を公正な方法で選定し、当選者へ発送する。 ・送付期限は、アンケート実施期間終了後、概ね 1 か月程度とする。 ・当選者の情報については、データ化し県へ報告する。 ・未着送付物が出た場合、その処理に対応すること。
謝礼	デジタルギフト 1 人 500 円 上限数：650 名（325 名×2 回）
当選者への当選通知 及び謝礼送付	アンケート回答者が申告するメールアドレスにより通知

イ 医療機関に対する実態調査

産婦人科を標榜する県内の医療機関（約 30 か所）を対象とした月経随伴症状及び更年期症状を有する疾病の状況等の実態把握調査（年 2 回実施、実施期間は前述アと同様）において、調査票を整え、郵送及び電子メール等により依頼すること。郵送する場合は、送付に係る梱包、ラベル作成、鑑文作成・印刷、送料等費用を全て含むこと。

回答期限までに回答提出が確認できない医療機関には、当該医療機関に対し回答依頼（督促）を行う。

また、受託者は、調査票を集計（分析を含む）し、県に報告する。

5 本仕様書に定める業務における女性の健康づくり推進事業に関する問い合わせを一元的に受け付ける窓口業務を行うこと。

- ・問い合わせに対する回答が分からない場合は、県に確認すること。
- ・問い合わせ及び回答内容を一覧にまとめ、年度末に県に提出すること。

6 委託業務の著作権

(1) 本事業の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、別途締結する業務委託契約書における第19条第4項の規定による引渡しのあるときをもって受託者から県に移転するものとする。

(2) 受託者は、県に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。

ア 成果品の内容を公表すること。

イ 成果品を利用して県の業務を実施すること。

ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を県が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は県の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 県が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。

(4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

(5) 受託者は、県に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

(6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が県の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

7 その他

(1) 業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。

(2) 本業務で制作した成果物及び成果物のために収録された音声、映像・画像素材等の著作権等の権利は、県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、その対価は委託金額に含まれるものとする。

(3) 動画の出演者について、講師や俳優を活用する場合、人物選定については県と協議のうえ決定すること。

(4) 委託期間に関わらず、今後、成果物及び成果物のために収録された音声、映像・画像等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。

(5) 本事業について、年度末までに業務完了報告書を提出すること。なお、成果物及び報告書は、年度途中での部分引渡しができるものとする。

- (6) 書類（電子媒体）は、CD-R 又は DVD-R により 1 部提出すること（ファイルフォーマットは、PDF に対応できるデータ形式）。なお、ウイルスチェックを実施しておくこと。
- (7) 業務の実施において物品等を調達する場合には、「高知県グリーン購入基本方針」（平成 13 年 4 月）に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者による協議のうえ定めるものとする。
- (9) その他の条件は、企画提案書の内容及び県と受託者の協議により定めた事項に基づくものとする。